

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五四―一二

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（新設）</p>

十七年法律第九十三号) 第二条第一項に規定する在外職員に対する前項の規定の適用については、同項中「規則九―八九(单身赴任手当) 第五条第二項に該当する職員」とあるのは、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号) 第六条第七項第三号に該当する職員」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。